

平成27年5月29日

岡山E S Dプロジェクト参加団体要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山E S D推進協議会の構成員となる岡山E S Dプロジェクト参加団体（以下、「参加団体」という）の認定に関し必要な事項を定めることにより、持続可能な社会づくりのために岡山地域(岡山市及びその周辺)において多様な団体・組織（以下、「団体等」という）が連携して幅広くE S Dを推進する活動の促進につなげることを目的とする。

(登録基準)

第2条 岡山E S D推進協議会（以下、「協議会」という）が参加団体と認める基準は、協議会が中心となってE S Dを推進する岡山E S Dプロジェクトに賛同し、環境、国際理解、防災・減災、まちづくりなどの社会課題の解決を目的として、他の団体等と連携（連携予定を含む）し、持続可能な社会の構築に向けた担い手を育てる事業に取り組んでいることとする。

但し、この要件を満たす団体であっても、以下の団体は除外する。

- (1) 暴力団および暴力団に関係している。
- (2) 特定の宗教団体への勧誘、信者になることを推奨する活動や特定の政治団体等の支持者の獲得を主たる目的としている。
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるとみとめられる行為をしている。
- (4) 法令に違反する行為をしている。

(登録申請)

第3条 参加団体への登録を希望する団体等は、協議会長に対し、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 岡山E S Dプロジェクト参加団体登録申請書（様式1号）
- (2) 団体等の組織及び活動内容が分かるもの（組織概要、役員名簿など）

(登録)

第4条 協議会が参加団体を登録するときは、参加団体への登録を希望する団体等に登録証を送付する。

(登録内容の変更)

第5条 参加団体は、登録内容に変更のあった場合はすみやかに協議会長に変更届（様式2号）を提出すること。

(登録期間)

第6条 登録期間は岡山E S Dプロジェクトの実施期間とする。

(活動報告)

第7条 参加団体は、協議会の求めに応じて、活動報告書（様式3号）を協議会長に提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 参加団体の活動が次の項目に該当した場合、協議会長は運営委員会に諮り、参加団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条の登録基準の除外条件に該当していることが明らかになった場合。
- (2) 参加団体または参加団体の代表者が刑事告発された場合。
- (3) ESDの正しい理解の妨げとなるなど、不適切な行為があると認めた場合。

附則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。